

第13回食料・農業・農村政策審議会

日時：平成18年4月14日（金） 10：00～12：00

会場：三田共用会議所4階第4特別会議室

八木会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第13回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

本日は、田嶋委員、山本委員、米倉委員が所用によりご欠席しております。それから伊藤委員、森野委員が遅れて参られる予定であります。

食料・農業・農村基本法第14条第3項において、政府が毎年講じようとする施策を国会に提出する際には、当審議会の意見を聞くこととされております。このため、本日は、「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)を議題として審議を行うこととしたいと存じます。

審議は公開されており、一般公募によって14名の方が傍聴されております。なお、会議は正午までを目途として円滑な議事の進行に努めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

はじめに、宮腰農林水産副大臣から会議の冒頭にごあいさつをいただく予定でしたが、本日、公務のご都合で、後ほど遅れて来られます。ご到着され次第ごあいさつをいただくことといたしまして、議事を先に進めたいと思います。

本日の審議会における審議事項であります「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)についての諮問を、中川農林水産大臣に代わりまして石原事務次官からお願いいたします。

石原事務次官 おはようございます。事務次官の石原でございます。

本審議会の施策部会におけるこれまでのご審議等を踏まえまして、「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)を取りまとめました。中川大臣が所用により出席できませんので、私が代わりまして諮問文を読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典 殿

農林水産大臣 中川 昭一

平成18年度食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（諮問文授与）

よろしくご審議のほどお願いいたします。

八木会長 それでは、ただいま農林水産大臣から諮問のございました「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)につきまして審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から諮問案についての説明をお願いいたします。

齋藤情報課長 大臣官房情報課長の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に、「議事次第」、「委員名簿」がございまして、その下に「配布資料一覧」、「資料」及び「参考資料1～4」がございまして、ご確認ください。

本日は、この中の「参考資料1 平成17年度食料・農業・農村の動向(案)要旨」を中心にご説明申し上げます。なお、動向編の本体である「参考資料2」及び「資料」につきましても、適宜ご参照願います。

今ほど行われました諮問につきましましては、講じようとする18年度食料・農業・農村施策についてでございますが、どのように現状を分析し、この18年度施策に至ったかという観点から、動向編の要旨を中心にご説明いたします。適宜本体案「参考資料2」をご参照願います。

それでは、座って説明させていただきます。

「参考資料1 食料・農業・農村の動向(案)要旨」でございます。

まず1ページを開いて目次を見ていただきたいと思います。

全体構成でございますが、冒頭に最近の特徴的な動きを掲載するトピックスを設けております。その後、食料・農業・農村の3つの分野ごとに、1章におきましては「望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立」、2章におきましては「地域農業の構造改革と国産の強みを活かした生産の展開」、3章におきまして「農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造」、以上、3部構成としているところでございます。

右の1ページの「はじめに」でございます。

ここでは、我が国経済社会構造の変化のもとで、食料・農業・農村の変化、役割の変化など、白書作成に当たりましての基本認識を記述しております。

続きまして2ページ、「(本報告書のねらい)」でございます。

ここでは特に、基本計画に基づきます農政改革の初年度、17年度の主要施策の取組状況及び課題を整理し、農政改革についての国民の理解と関心を深めることなど、報告書の視点、あるいはスタンス等を記述しております。

最後の「(国民の理解と支持を得て推進する農政改革)」、ここでは「消費者あつての生産者」、「日本の農業あつての国民の健康、安全と満足」、こういった双方向の観点の重要性について記述しているところでございます。

右の3ページ、トピックスでございますけれども、ここでは、最近の主要施策や動向に係る特徴的な動き等を3つの項目に絞って取り上げているところでございます。

続きまして4ページ、「1.食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革の取組の加速化」でございます。

ここでは、右の上の表にございますように、今後10年程度を見通す計画であります新基本計画のフレーム、これを提示して、施策の総合的・計画的推進について記述しているところでございます。とりわけ表中にございますように、施策の手順、実施事業を明示した工程表をはじめ作成し、その下にありますように企画立案、実施、評価のサイクルを先行して実施しているところでございます。

続きまして6ページでございます。「(1)食の安全、食育、地産地消及び食料自給率の取組の推進」でございます。ここでは、BSE、鳥インフルエンザ等が国民の関心事になっていることから、食の安全、食育、地産地消及び食料自給率向上の取組等を記述しているところでございます。

右の7ページ、上の図でございますけれども、農林水産情報の中で関心のある事項ということになりますと、やはり一番上の安全対策であること、さらに真ん中の図は食育の推進体制を示しているところでございます。

続きまして8ページでございます。「(2)品目横断的経営安定対策と担い手の育成・確保の取組の推進」でございます。ここでは、国際的な規律強化に耐え得る政策体系への転換、その柱として品目横断対策、その必要性、意義、対策の概要、担い手の育成・確保、こうした取組状況の記述をしております。

右の9ページの表(品目横断的経営安定対策のポイント)、ここでは対策の支援対象と

内容のポイントを示しております。下の写真は、担い手の育成・確保に向けた座談会の様子でございます。昨年度、全国で意見交換会等が既に5,500回ほど開催されているところでございます。

次に、10ページでございます。「(3)米改革の推進」でございます。米につきましては、平成22年度を目標にした米づくりのあるべき姿の実現を目指しているところでございます。今回の経営安定対策の導入に伴い、整合性を持った米政策改革推進対策の見直し、再編の概要を記述しております。

次に11ページ、「(4)農地・水・環境保全対策（仮称）の取組の推進」でございます。ここでは経営安定対策と車の両輪となる農地・水・環境保全向上対策の必要性、意義及び対策の概要を記述しております。

続きまして12ページ、「2．WTO農業交渉への取組」でございます。ここにおきましては、これまでの交渉の経緯や成果、我が国の取組方針等を記述しております。

右の13ページ上には、交渉の経緯と今後の見通し、スケジュールでございますけれども、記述しております。

続きまして14ページ、「3．知的財産活用等の推進と革新的技術の開発・普及」でございます。ここでは、知的財産の保護、活用をはじめ、産学官の連携、植物新品種の保護、革新的技術の開発等を記述しております。下の写真の左、これは血圧上昇効果のある - アミノ酪酸、いわゆるギャバを多く含むお茶の開発、真ん中はDNA分析によるお茶の品種分析新技術、右の写真はほ場の生産環境の測定、農産物の生育監視を行うフィールドサーバを紹介しております。

続きまして15ページ「4．農産物輸出促進」でございます。ここでは、海外における我が国農産物ニーズの高まりを捉えた農産物輸出の動向や、官民一体となった戦略的輸出の取組を記述しております。15ページにありますように、りんご、しょうゆ、緑茶等の輸出が拡大しているところでございます。下の写真は中国・上海の展示商談会の様子でございます。

続きまして16ページ、「5．原油高騰への対応とバイオマス等の地域資源の利活用の促進」でございます。ここでは、最近の原油高騰に伴う施設園芸への影響を踏まえたエネルギー利用の効率化、化石燃料からの代替促進の必要性、バイオマス、風力等の地域資源活用の取組を記述しております。下の写真は、左が広島県で運行しているバイオディーゼルの燃料のバス、右が京都市でのバイオディーゼル燃料の原料となる廃油回収状況でござい

ます。

17ページ、「6．少子高齢化・人口減少局面での食料・農業・農村の動向」でございます。少子高齢化問題は社会全体の問題ということで、とりわけ農業分野においても団塊世代を含めた中・高年層、この方々の食料・農業・農村におけるふるさと志向等、取組の動向を記述しているところでございます。下の左に人口構成グラフを挙げております。これを見ていただければお分かりのように、50歳代後半の団塊世代、この分野が突出している。さらに、その下のジュニア層の突出、さらにその下の層の減少ということが顕著にあらわれております。下の右の写真は、愛知県豊田市における団塊世代を対象とした退職後の就農支援が行われている農業研修の事例を紹介しております。

続きまして18ページ、「第 章 望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立」でございます。

第1節「食の安全及び消費者の信頼の確保の取組」の「(1)食の安全確保に向けた取組と課題」でございます。ここにおきましては、最近の食中毒、食品の偽装表示と、毎年のように食品が新聞のトップを飾る事件・事故が発生しておりますが、食品の安全確保のため、生産から消費に至る取組の重要性を記述しているところでございます。

右のページ、19ページ、「図 - 1」におきましては、消費者の食に関する志向として、「健康・安全志向」が極めて高いということが見てとれると思います。19ページ中、右の写真は、全国において行われましたリスクコミュニケーションの様子です。昨年度は全国で29回ほど開催させていただいております。

18ページの下、「(2) B S E、高病原性鳥インフルエンザ問題に対する取組」でございます。ここは、今年1月の米国産牛肉の特定危険部位の混入に伴う輸入手続の停止以降の取組状況、あるいは鳥インフルエンザ問題の取組について、直近の出来事までを含めて記述しております。

19ページ「表 - 1」では、国内、米国等の B S E の経緯を示しております。

さらに、21ページ、右上の図でございます。ここでは鳥インフルエンザ発生に伴う世界の家きん肉等の輸入停止状況を図で示しております。

20ページの左側に戻っていただきまして、「(3)消費者の信頼の確保の取組」でございます。ここではトレーサビリティ・システムや食品表示の施策とともに、今後の取組や「顔の見える関係づくり」の重要性等を記述しているところでございます。

続きまして21ページの真ん中の写真、これは外食産業、あるいは農水省地下にある食堂

などの原産地表示の状況でございます。この分野、表示関係等の昨年度の工程管理でございますけれども、生産情報公表、農産物、有機畜産物等のJAS規格の制定等を行っております。あと、外食における原産地表示ガイドライン等の制定を行っております。

22ページでございます。「第2節 食生活の現状と食料自給率の向上の取組」の「(1)食生活の現状と食育の推進」でございます。世界最高の長寿国である我が国の食生活のあり方は、健康、医療とも密接に結びついております。しかしながら、現状は様々な問題がございます。このため、食育推進の必要性、あるいは日本型食生活の実践の推進、食事バランスガイドの活用等を記述しているところでございます。

右の23ページ、「図-6」でございます。まず、昭和59年のところを見ていただければ、その55歳から右側が55歳以上でございますが、ほぼ全体の3割程度を占めているという状況が見てとれると思います。しかしながら、一番下、平成16年、最新値の55歳以上のところを見ていただければ、既に55歳以上の「食」が、我が国の食料消費支出の半分を示しているということが見てとれます。すなわち、これを見てわかるように、高齢者層の「食」が我が国の「食」を代表しているという実情を示しております。今後の農業、食品産業は、こうした消費者層の変化への対応が求められているということでございます。さらに食育の事例としては、23ページ下の写真、これは北海道の市場が子供たちに楽しみながら食について学ぶため開催した「こども料理王選手権」の様子でございます。さらに、次のページ、25ページですけれども、右上に熊本県上天草市の小学校で伝統料理の給食への活用等、食育の取組を紹介しているところでございます。

この分野、食育等の関連での工程管理としましては、昨年度「食事バランスガイド」を決定し、小売り・外食向け活用マニュアル等を作成しましたが、その認知度を目標20%程度と置いておりましたが、26%程度になっております。さらに、文部科学省等と連携し、米飯学校給食について実施回数の低い東京、神奈川、大阪、兵庫等を対象にしました意見交換会、推進フォーラム等を開催しているところでございます。

続きまして、24ページ、「(2)地産地消の推進」でございます。ここでは、地場農産物の確保や販路の開拓等の課題を踏まえた今後の取組を記述しております。右の25ページ中の写真は、香川県の小学校で生徒が地元の野菜を仕入れ、販売し、地元の農業の意義や大切さを理解する取組の事例を紹介しております。

地産地消の工程管理としましては、地産地消計画の策定目標である600を超える地区が見込まれているところでございます。

26ページ、「(3)食料産業の動向」でございます。ここで食料産業というものは、農業から食品加工業、あるいは流通業を含むフードシステム全体を示す概念として使わせていただいております。食料産業は、現在、GDPの約1割を構成しております。この分野の加工・外食の割合の増加、海外生産比率の上昇、高コスト構造を踏まえたフードシステム全体のコスト削減の必要性、さらには食品産業と農業の連携の重要性等を記述しております。そのほか、食品関連業者の食品廃棄物リサイクルの取組も記述しております。

右の27ページ「図 - 10」でございます。これは産業連関表を加工したものでございます。右側を見ていただきますと、平成12年と昭和60年の棒グラフがございます。昭和60年の時の我が国の食に対する支出は60兆円でございます。これが平成12年には80兆円に拡大しております。この拡大の動向を見ていただきますと、やはり外食・加工品の増加が見てとれると思います。ただ、生鮮品もほとんど変わらず移行しておりますので、根強い生鮮志向が見てとれると思います。さらにポイントとしましては、一番左側、ここに国内生産12兆円がございます。この12兆円と輸入の3兆円を合わせまして15兆円が、最終的には80兆円まで色々なプロセスを経て、フードシステムを経て付加価値が積み上がるという形を示しております。その国内生産のところ、一番左からの絵を見ていただければ、外食、加工、直接消費向けのラインに分かれております。ここでおわかりのように、やはりとりわけ国内生産につきましては、外食・加工向けよりも直接消費向けが圧倒的な比率を占めている。これがほぼ卸売市場をメインチャンネルにしまして生鮮品に流れているというのがメインであるということが見てとれると思います。

今後の課題として外食・加工仕向け、国内農業との連携ということの重要性、あるいは、この分野の流通コストの削減ということが課題になるかということでございます。

真ん中の事例は、群馬県の地方卸売市場です。昨年の卸売市場法改正を機に、流通コスト削減ということで、各市場が連携して物流の最適化を図っているという事例でございます。現在、市場を中心にしまして、全国でこうした展開が行われているところでございます。一番下の「図 - 11」でございますけれども、これは食品産業における産業廃棄物の年間発生量ということで、特に製造業において、その再生利用等が図られているところでございます。

食品産業分野の取組と申しますか、工程管理としましては、昨年来、食と農の連携強化検討会等の報告で今後の対応が取りまとめられているということ、あるいは環境負荷関係としましては、廃棄物系バイオマスが、平成14年68%が平成17年72%に伸びておりますが、

未利用バイオマスについては依然伸びていないということがあって、今後の課題ということで対応がなされるという方向になっております。

あと、資材関係としましては、製造・流通団体、あるいは都道府県において各行動計画の改定等が進められております。

続きまして28ページ「(4)農産物輸入の動向」でございます。右の「図 - 12」にございますように、輸入先の上位5か国からの割合が輸入額の6割以上を占めると、特定国に依存した我が国農産物輸入構造の特色を記述しております。

ここで、動向編本体(参考資料2)でございますけれども、66ページの上の「図 - 30」でございます。ここで世界の農産物純輸入国の上位5か国を示しております。「純」というのは、総輸入から総輸出を引いた差引額でございます。上位5か国で日本がトップ、中国、ロシア、韓国の順でございます。逆に輸出国ということであれば、下からブラジル、オーストラリア、アルゼンチンという国が並んでいるという状況でございます。

要旨に戻りまして、28ページ「(5)食料自給率向上の取組」でございます。ここでは、食料自給率を向上させる意義、自給率低下の要因を整理した上で、輸入に多く依存する我が国食料供給のぜい弱性、これを指摘しております。また、基本計画の食料自給率目標、重点的な取組事項と関係者の役割の明確化を踏まえ、食料自給率向上協議会のもとで消費・生産両面での取組の進捗状況を記述しております。

再び、動向編本体(参考資料2)の76ページでございます。下にやや見にくくて恐縮ですが、都道府県に分けた自給率の増減でございます。ここで横軸が熱量ベースの自給率、縦軸が生産額ベースの自給率でございます。横軸に沿って見ていただきますと、例えば北海道とか茨城県等が並んでおりますが、こうした地方では熱量ベースの自給率は向上している。あと縦軸ベースで見ていただきますと、新潟県とか富山県とかが並んでおりますけれども、ここでは生産額ベースの自給率の向上が図られている。ちょうど両方の右側上にあります栃木県などは両方が向上している。このように地域の実態、特色が出ております。今後とも地方を含めて自給率向上にどう取り組むかということが課題となっております。

あと、要旨の29ページ、「図 13」の円グラフを見ていただければ、ここに自給率の現状と目標が書いてございます。円グラフの左が供給熱量ベースでございます、現在40%。これを27年度までに45%に持っていくという目標。右の方が生産額ベースでございます。生産額ベースで現在70%、これを76%まで持っていくという目標でございます。

続きまして30ページ、「第3節 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向」でございます。「(1)国際需給と農産物貿易の動向」。ここでは、世界の食料需給において中・長期的不安定要素、とりわけ中国、インド、ブラジルの農産物貿易の変化を国ごとに記述しております。中でも中国は、最近、南米からの植物油脂等の輸入割合が増加しており、今後、これらの国々の注視が重要であると、そうした観点について記述しているところでございます。

右のページの「図 - 14」、中国の貿易についての記述がございませうけれども、南米からの輸入が多くなっているというように見えてとれると思います。

続きまして、同じく30ページ、「(2)農産物貿易交渉の動向」でございます。WTO農業交渉、EPA/FTA交渉の経過や成果。とりわけWTOでは多様な農業の共存、これを基本理念とし、輸出と輸入のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指してきた我が国の取組を記述しております。

31ページ「図 15」では、WTO農業交渉のスケジュールを示しております。なお、4月末のモダリティ、この最新の状況もできれば、その事実関係について記述できるところは記述していきたいというふうに考えております。

続きまして32ページ、「イ EPA/FTA交渉の動向」でございます。ここでは、関係両国の農業の共存共栄が図れることを基本とした積極的な取組事例等について記述しております。「図 - 17」でございませうけれども、右の表でございませうけれども、EPA/FTAの数の推移等を記述してございます。

あと、動向編本体(参考資料2)の99ページを参照していただければ、右下「図 - 56」でございませうけれども、我が国のEPA/FTAをめぐる状況ということで、これまでに締結されたもの、交渉中のものが図示されております。

再び「参考資料1」、動向編の要旨に戻っていただきまして、34ページ「章 地域農業の構造改革と国産の強みを活かした生産の展開」でございます。

「第1節 農業経済の動向」の「(1)農業経済の動向」で、特に昨年12月の大雪、低温による被害、さらには原油価格高騰に伴う施設園芸等の影響等を記述しております。

動向編本体(参考資料2)107ページの上、「図 - 3 農業への各種エネルギー投入量」でございませうけれども、見ていただければわかりますように、グラフの黒色のところ、施設園芸、野菜等を中心にエネルギー投入が多くなっているという状況で、この分野における影響が大きいということが見てとれます。

動向編要旨（参考資料1）に戻りまして、34ページ、「農業労働力の動向」でございます。ここでは、農業就業人口の減少、意欲と能力のある人材の幅広い確保の重要性、新たな就農体制の整備、団塊世代の就農支援事例等を記述しております。とりわけ施策部会でも議論になりました女性農業経営の関わり等を踏まえ、今後の経営参画や地域社会への参加の一層の取組強化の重要性を記述しております。

35ページの事例でございますけれども、民間人材派遣会社のネットワークを活用して人材を発掘し、就農に結びつけようという努力、和歌山県の事例でございますけれども、あるいはまた、その下は、農家の女性が起業を行っている岐阜県の事例でございます。

あと、恐縮ですが、動向編本体（参考資料2）の137ページでございます。この右上の「図 - 30 農業就業人口の年齢階層別構成の国際比較」でございます。我が国の年齢構成は、その下の表で見ただけのように、いわゆる昭和一けた世代の構成が非常に多くなっておりますので、その上の国際比較でも見ていただけますように、65歳以上が非常に構成比として高くなっているという状況です。これに対してスペイン、フランス、イタリア等は、若い世代からまんべんなく比較的平均的に構成されているということが見てとれると思います。新たな人材育成関係の工程管理では、昨年、「ニューファーマーズフェア」等を開催しまして、来場数延べ5,000名近くになっております。

続きまして、動向編要旨（参考資料1）36ページの担い手関係でございます。

「(1)担い手等をめぐる動向と課題」では、認定農業者、集落営農、農業法人等の現状と課題、とりわけ集落営農について地域の取組事例も含めて記述しております。

右にある37ページの事例ですが、写真にありますように、兼業農家ばかりの地域で集落営農を積極的に取り組んでいる滋賀県甲賀の特定農業法人の事例を紹介しております。

担い手関係の工程管理としましては、昨年来、意見交換会、全都道府県で5,500回を実施しました。また、都道府県ごとに担い手育成責任者等の選定等を行っているところでございます。現在の認定農業者数は19万4,807人ということになっております。

36ページ、「(2)農地の確保と有効利用」でございます。耕作放棄地面積の増加を踏まえた今後の対策や農地の利用集積の促進、多様な主体の参画による農地の有効利用促進の重要性について記述しております。

37ページ下、「図 - 21」でございます。平成7年には24万ヘクタールであった耕作放棄地ですが、現在は38万ヘクタール。これは東京都の1.8倍に相当いたします。

農地関係につきましては、昨年来、基盤強化法を改正し、担い手への農地の利用集積、

あるいは体系的な耕作放棄地対策、あるいは企業の新規参入の促進等を図っているところ
でございます。

続きまして38ページ、「(3)地域農業の構造改革の加速化」でございます。戦後、農政の
転換となる経営安定対策導入の意義、対策の仕組み、今後の取組の推進の重要性を記述し
ております。右の「図 22」で新たな政策への移行のイメージがあります。ご案内のとおり、
本対策は収入変動影響緩和及び外国との生産条件格差是正対策で構成されているところ
でございます。

40ページは、担い手の育成・確保のための全国取組の課題、農業関係団体の連携の取
組等の記述でございます。「図 - 24」におきましては、担い手育成・確保のための全国運
動、取組体制等を示しているところでございます。

真ん中の写真は、長野県の飯島町の営農センターを核とした農地の流動化、あるいはブ
ロックローテーション推進の事例です。こうした取組が全国各地で進んでいるということ
でございます。

続きまして40ページ、「(4)農協の課題と改革の取組」でございます。施策部会でも議論
になりましたが、ここを1項目、農協改革ということで出しております。農協の経済改革
につきましての必要性、取組を整理し、国民全体から理解と支持を得る取組が不可欠であ
ることを記述しております。「図 - 25」でございますけれども、全農の経済改革の取組で
す。担い手の対策強化など、事業の検証、見直し、法令遵守体制の確立などに取り組む必
要があるということでございます。

42ページ、「3節 国産の強みを活かした農業生産の展開」でございます。

「(1)国産の強みを活かした農業生産の展開」では、消費者の国産農産物に対する評価、
課題を踏まえて、食品の安全、消費者の信頼確保、地域ブランド化、知的財産の保護等
についての取組状況、あるいは課題について記述しております。

43ページ下には、農家グループが独自のブランドをつくり、マーク等を商標登録するな
ど知的財産を活用した埼玉県の取組を紹介しております。

1ページ飛ばしまして、45ページでは、種子をコーティングすることにより病原菌が作
物に感染することを防ぐ技術や、その下のグループ全員がエコファーマーの認定を受けて
作物の付加価値を高め、農業所得の向上に取り組む山形県の事例を紹介しております。

44ページ、「農産物輸出の取組の推進」でございます。ここでは、我が国農産物に対す
るニーズの高まり、輸出拡大に向けた課題を踏まえ、官民一体となった取組の現状、今後

の推進の重要性を記述しております。現在、我が国農産物輸出額は、2004年に2,954億から2005年には3,310億円と12%増加を示しているところがございます。

46ページ、「4節 環境保全を重視した農業生産の推進」。農業と環境の関わりについての意識や農家の取組状況、農業環境規範や、とりわけ「農地・水・環境保全向上対策」に基づく取組の加速化の重要性を記述しております。

右の47ページ、「図 - 31」ですけれども、これを見ると、大規模な農家ほど環境保全型農業に取り組む割合が高くなっている実情を見てとることができます。あと47ページ下では、新規就農者を含む若手農業者が取り組む環境保全型農業の実例を示しております。

続きまして48ページ、「第5節 需要に即した生産の推進」でございます。ここでは、米、麦、大豆、野菜、果実、畜産の個別品目の需給生産動向の課題等について記述しております。米については19年産からの農業者、農業団体の主体的な需給調整システムへの移行、麦につきましては、品質、生産性向上の課題なり経営安定対策への移行、大豆については需給動向及び経営安定対策への移行、野菜・果実については担い手の育成確保、生産供給体制の課題やその対策、畜産については飼料自給率の向上に向けた取組、循環型社会形成を図る上で家畜排せつ物のリサイクル等について記述しているところがございます。

52ページからは、「第 章 農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造」でございます。

「第1節 農業集落の動向」では、様々な役割を担っている農業集落や農家数の減少により大きく変貌し、集落の社会活動、生産活動への影響が及んでいること、中山間の鳥獣被害等の記述を行っております。右の「図 - 39」でございますけれども、これを見ると、寄り合い回数が多いほど生産調整などの活動の取組が活性化しているということで、まさに農産物の需給を安定させるためにも集落の役割が非常に高いことが見てとれます。

54ページ、「2節 農村の地域資源の現状と課題」でございます。

「(1)農村の多様な資源の現状と多面的機能」では、生産活動や集落活動の低下により多面的機能の発揮に支障を生ずる懸念、これを踏まえ、今後、地域で具体化に取り組む重要性を記述しております。

「(2)農村資源の保全管理の動向と課題」ですけれども、農道、農業用水等の維持管理の動向、景観保全の取組、農家の負担感の高まりや対策の必要性を踏まえ、「農地・水・環境保全向上対策」の導入の必要性、対策の概要、今後の取組の推進について記述しているところがございます。55ページ下の写真は、滋賀県における集落の共同作業である農業

用水路の草刈りの様子等を示しております。

56ページ、「(3)バイオマスの利活用の促進」でございます。バイオマスにつきましては、先ほどトピックスでも触れましたとおり、取組の現状と課題、さらに新たなバイオマス総合戦略を踏まえた取組推進の重要性を記述しております。57ページの写真は、沖縄県で行われているバイオエタノール混合ガソリンの実証実験の様子でございます。

時間がないので急ぎます。58ページ、「3節 活力ある農村の創造」でございます。「(1)地域資源を活用した農村経済の活性化」でございます。ここでは農業と他産業の連携の取組である食料産業クラスターの取組、あるいは地域活性化を担う団体の取組状況を踏まえ、地域資源の活用、あるいは女性、高齢者の活用の重要性について記述しております。「図 - 46」を見ていただければ、香川県の小豆島における特産のオリーブを核とした農業者、団体、大学等異業種の連携による地域活性化の取組事例を示しております。中段は、北海道帯広の地元の中小企業家と農家が連携して直販ブランド化に取組事例を紹介しております。農業と食品産業の連携の工程管理関係では、昨年度、食料産業クラスター協議会等が全国25か所設定され、あるいは新製品開発等が進んでいるという状況でございます。

続きまして60ページ、「(2)都市と農村の共生・対流の一層の促進」でございます。ここでは、農村の人口動態や都市住民のふるさと志向を踏まえた国民の期待にこたえる魅力ある農村環境の整備の重要性を記述しております。さらに、議論のありました都市農業について1項目設けまして、役割や地域での様々な取組について記述しているところでございます。共生・対流社会の実現に向けた交流活動やグリーン・ツーリズムの取組、健康等に着眼した動きを紹介しながら、今後の取組の推進の課題について記述しております。「図 - 49」では、20代から60代まで幅広い年齢層で、ふるさと暮らしへの志向があることをあらわしております。

61ページの写真は、長崎県西海市の女性グループが地元食材で薬膳料理を提供して成功しているグリーン・ツーリズムの取組事例を示しております。

都市と農村の共生・対流関係の工程管理としましては、昨年、有識者会議の開催等、全国で「立ち上がる農山漁村」のモデル事例等を選定、各種のシンポジウム等を開催しているところでございます。

最後に62ページ、「むすび」でございます。「むすび」では、これまでの分析等を踏まえた最近の情勢変化や問題点、課題を食料・農業・農村の主要分野ごとに整理し、初年度の

取組の成果を一層わかりやすく示していけるよう、関係者の取組の加速化の重要性について記述しているところでございます。

動向編としては以上でございます。

続きまして、施策編でございます。「資料」でございます。

これについては、既に施策部会でご審議、ご了解いただいておりますので、ポイントのみをご紹介いたします。

資料「平成18年度食料・農業・農村施策」、この「18年度施策」につきましては、ただいまご説明しました食料・農業・農村の動向、これを考慮しまして、一つは食料・農業・農村基本計画の項目に沿った構成案、一つは平成18年度予算、さらには国会提出法案、その概要をもとに取りまとめたものでございます。構成等については、先ほどお話ししたように施策部会の審議でご了解いただいているものでございます。

目次を見ていただければ、第 章から 章まで構成され、基本計画の項目に沿っていることがお分かりになると思います。概説においては、施策の背景や施策の重点、財政や立法措置など施策全体の概要を記述しているところでございます。特に冒頭の施策の背景において、基本計画に沿って食の安全、品目横断的経営安定対策への転換、資源・環境対策、輸出の促進等、主要な項目を工程管理を行い推進することを記述しております。以下、各章で、講じようとする各施策を基本計画に沿って整理して記述しているところでございます。内容については省略させていただきます。

このほか、「参考資料3」については17年度に講じた施策について整理をしたものでございます。

今回の白書全体として、全体のボリュームの圧縮、スリム化等を図っております。約8%程度の昨年対比でスクラップ・アンド・ビルドを行っております。文章は一文を4行以内、最大でも150字にとどめるという努力、あるいは専門用語をできるだけ避ける、片仮名用語を避けるということを行っております。さらに、現場の動きを反映するよう、事例の掲載をできるだけ増やすということで、昨年の事例数38を46、昨年比で21%増、写真等の数も45から79に倍増させております。あと、各種基本指標等を最後に掲載しています。今後の広報等につきましても、白書が各年のデータの整理という性格もありますので、こういう分厚い資料になりますけれども、各方面にわかっていただけるように、これまでも「子どもジュニア白書」とか、色々な対象ごとにポイントを絞って広報活動をやっておりましたが、さらに今年から、それに加えてインターネット等で今回の事例や写真等をピッ

クアップして紹介するなり、新しい試みを加えていきたいと考えております。学生とか、そういう一部の方々だけでなく、国民全体にわかりやすい広報の仕方についていろいろ努力をしていきたいと思えます。

説明は以上でございます。

八木会長 どうもありがとうございました。

「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)については、これまで施策部会で議論が行われてまいりました。去る3月14日にも同部会が開催されております。これまでの同部会での審議状況について、上原部会長からご報告をお願いいたします。

上原施策部会長 それでは、施策部会における審議経過についてご報告させていただきます。

まず、「18年度食料・農業・農村施策」の位置づけを明らかにしておきたいと思えます。これは、食料・農業・農村の動向を踏まえ、政府として平成18年度の食料・農業・農村施策の取組方針を明らかにするものでございます。食料・農業・農村基本法上、これらの施策については食料・農業・農村基本計画に沿って総合的かつ計画的に推進することとされております。したがって、施策部会では昨年3月に策定された新たな基本計画の構成や内容を踏まえて、これまで3回にわたって審議を進めてまいりました。以下、その審議経過を簡単にご説明申し上げます。

17年度第1回目の施策部会、つまり「第15回施策部会」になりますけれども、これは平成17年9月22日に開かれました。この部会では、農林水産省の18年度予算の概算要求、それから16年度の政策評価等について事務局から説明を受けました。その上で、これらを踏まえつつ、18年度施策及び17年度動向編の作成の基本的考え方について審議を行ってまいりました。この審議に際しては、食料自給率の向上に取り組む意義、自給飼料の活用や農作物の品種改良の重要性、労働報酬等の実態を踏まえた女性農業者の現状、団塊世代と農業・農村とのかかわり、食と医療・健康のかかわり等について意見があり、多様な観点から質疑が行われました。

次に、第2回目「第16回施策部会」ですが、17年11月18日に行われました。この部会では、最近の食料・農業・農村の動向、それから各府省の18年度予算の概算要求を踏まえまして、食料・農業・農村施策のポイントについて事務局から説明がありました。さらに、前回の第15回施策部会の議論を踏まえまして、18年度施策の構成について事務局から案が提示され、審議を行いました。この結果、18年度施策については事務局から説明を受けた

構成案に沿って作成することが部会で確認されております。この審議に際しましては、経営所得安定対策等大綱の意義の周知、農業をビジネスとして捉える重要性、食品リサイクルの推進、農協改革の取組、市町村合併と農業・農村とのかかわりについて様々な意見が出され、質疑が行われました。

17年度の最後に行われた部会は、「第17回施策部会」で、先月の14日に行われました。ここでは、「平成18年度食料・農業・農村の動向」(案)つまり18年度動向編(案)それから、18年度の政府予算案等の内容を盛り込んだ「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)について、それぞれ要旨等をもとにして事務局から説明を受け審議に入りました。

この審議に際しましては、体験学習等も含めた食育の推進、地産地消の推進上の課題、輸入食品の安全対策や食料供給力の取組、農業における雇用労働等の動向、それから飼料自給率の目標、資源保全と環境保全の対策のあり方、さらにグリーン・ツーリズムの取組等について意見があり、質疑が交わされました。

これらの審議を踏まえまして、「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)につきましては、部会長にご一任をいただき、本審議会にご報告することについて各委員からの了承を得ました。お手元に配付されている資料の「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)は、ただいまご説明した審議経過等を踏まえて取りまとめられました。なお、参考資料である「平成17年度食料・農業・農村の動向」(案)についても、同様にこれまでの審議を踏まえて取りまとめられたものでございます。

今回の白書は、新たな基本計画に基づく農政改革の初年度の動きを分析した白書として、食の安全、品目横断的な経営安定政策、資源・環境対策など、非常に重要な課題や対策の方向性について包括的・体系的に取りまとめられたものであり、しかも基本計画の工程管理に基づく取組実績等も中に組み込まれておりまして、これまでになかった充実した内容となっております。

現在、現場では、こうした主要施策の具体的な取組の構築等を踏まえた施策の周知・普及、それから地域での具体的な取組等の推進が既に積極的に図られております。今後は、こうした取組に基づく具体的成果を国民に一層わかりやすい形で示すことができるように、関係者が連携し、チームワークを發揮しながら取組を加速させる段階に来ていると私たちは認識しております。

今回の白書が食料・農業・農村の実態や課題、主要施策の取組状況、現場での様々な取組についての国民の理解と関心を高めるとともに、国民と農業・農村の強固な関係の構築

に向けて、その役割の一端を担うことを部会としては願っております。

最後になりましたが、施策部会の審議におきましては、各委員のご協力により有意義な議論を行うことができたことに対して心から感謝を申し上げます。さらに、施策部会の各委員の手厳しい質問とかご意見等に耐え抜いて、ここまで報告書をつくっていただきました事務局の力に改めて敬意を表したいと思います。

以上、審議の経過についてご報告申し上げます。どうもありがとうございました。

八木会長 どうもありがとうございました。

ただいまご報告いただきました「案」につきまして、ご意見を伺いたいと存じます。

なお、ご発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言が終わりましたらオフに戻していただくようお願いいたします。

それでは、ご質問なども含めてありましたら、どなたからでもどうぞ。

吉川委員、どうぞ。

吉川委員 2つほど意見を述べさせていただきたい。1つは、農業について将来の担い手の問題が非常に大きいと思う。施策としても、ご説明をいただいた「参考資料1」の9ページに、今後は品目横断的な経営安定対策を進めるということで、意欲と能力のある担い手に限定していくという、こういう大きな政策転換を農水省がされたということは私も評価している。意欲と能力のある担い手、そうした組織に国の補助を限定していくということなのですが、経営規模を拡大するというところで面積等に注目されている。もちろんそういうことも必要だと思うのですが、将来の担い手がちゃんというような組織というのが、この対象となる経営体、あるいは組織の認定条件にならないのか。例えば、将来性のある企業、会社という言い方をすれば、新入社員のリクルートがちゃんとできているような会社というのが当然のことであって、新入社員のリクルートメントがちゃんとできていないような会社というのは、将来性のある会社とは到底言えない。農業の場合も同じで、施策の対象として認定されるのは能力のある経営体、将来性のある経営体組織ということですから、将来の担い手をしっかり確保できるような組織ということになるのではないかと。これが第1点です。

それから、第2点目は、都道府県ごとの自給率向上を目指すということが先ほどご説明の中にあっただと思うのですが、これに私は驚いたのです。もちろん、それぞれの産地で自分のところでつくられた農産物を消費するというのには、ある意味では合理的な面もある。例えば新鮮さというようなこと、それは当然だと思うのですが、そうした限られた意味で

の合理性というのは、これは一つのことであって、それとは別に、もう一つ大きな意味で都道府県ごとに自給率の向上を目指すというのが本当に正しいことなのかどうか。これは私は大いに疑問だと思えます。日本国内それぞれの都道府県ごとに食料・農産物の自給率を高めていくというのを目標として掲げるというのは、これは正しいことなのかどうか。この点もご質問させていただきたい。

八木会長 今の吉川委員の質問に対して、担い手の問題、経営局からお願いします。

稲田経営局総務課長 今、ご質問がございました担い手の将来性の問題でございます。

今回、制度的に担い手として位置づけようとしているものとして、2つ大きくございまして、認定農業者と集落営農というものとございます。認定農業者につきましては、そもそも市町村の基本構想などで一定の所得目標を掲げて、それに向かって達成の蓋然性というんですか、それを多方面の組織、当然普及組織も含めて色々な組織を見てチェックをするわけでございますので、その可能性という点では、ある程度ハードルが高いとまでは申しませんが、ある程度のきちんとしたハードルがあるというふうに思っています。また、集落営農につきましては、当然、将来農業生産法人になるというふうな目標なり一定の集積目標を掲げた組織体を前提にしておりますので、そういう意味におきましても、将来とも農業の担い手になっていただけるという経営体ないし組織体というふうに考えております。

八木会長 吉川委員、どうぞ。

吉川委員 繰り返しになって恐縮ですが、それでは私の質問に必ずしも答えていただけていない。面積等の基準はそれで結構ですけれども問題は担い手。つまり、若い人で将来農業を担う担い手が、必ずしも入ってきていないという問題があるわけです。これをどうするか。第一義的にはそれぞれの組織体が自分の組織の将来の担い手をリクルートしてくる必要がある。これは当然のことだと思う。それに成功しているということが経営体組織として能力があるということの一つの重要な要件ではないか。会社であれ大学であれ、どんな組織でも、将来の担い手をしっかり自分の組織で確保できているということが、その組織がしっかりした組織であるということの要件ではないですか。そうした組織のみが施策の対象となるべきだ、というのが私の質問の趣旨です。

稲田経営局総務課長 当然組織体として、ゴーイング・コンサーン（going concern）として継続的に組織が将来にわたって経営できるというふうな点については、認定農業者ないし集落営農でもそういう要素を十分考慮して認定ないし集落営農としての位置づけを

確保していきたいというふうには考えております。

八木会長 よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の都道府県ごとの食料自給率について、総合食料局からお願いします。

内藤総合食料局次長 ご案内のように、自給率の向上につきましては、生産と消費の両面からの取組が必要になってまいります。そのときには、当然、政府のみならず地方公共団体、農業者、農業者団体、食品産業、それから消費者、色々な方の総合的な取組と一体となって取り組んでいくということが必要だと思っております。その際、これは基本計画でも謳われているわけですが、こういった自給率向上に取り組むときには、目標というものを掲げて、関係者がそれぞれ自分たちでやることをやっていくという取組が必要であるということから、1つには、そういった関係者が集まりました「食料自給率向上協議会」をつくりまして、それぞれの方が取り組んでいこうということです。地方団体にあつては、地方の地域の食料自給率、それから地産地消の取組の目標を設定していこうということが基本計画の中で謳われております。そういった身近な目標を設定していくことが自給率の向上を身近な問題として捉え、そしてそれに向かってみんなが努力していくことができるのではないかとということから、こういった取組について推進していくこととしています。一人一人が身近な問題として考える契機を提供していき、それに対する運動を高めていくということのために促している、促進しているということでございます。

八木会長 よろしいですか。

吉川委員、どうぞ。

吉川委員 私は、このことは2つあると思っております。いわゆる地産地消、例えばそれぞれの地域で小学校が新鮮な野菜をつくっている農家が近くにあれば、そうした新鮮な野菜を給食に使う。これは当然のことだと思いますし、私はそうしたことに水をかけようとは全く思っておりません。そういうことは大変結構なことだと思うのですが、ただ、都道府県がそれぞれの地域の食料、農産物の自給率、これは数字で出てくるわけですが、それを向上させるように努めるというのは、これは幾ら何でも極端な話であつて、全く合理的な目標とは思えないということです。

内藤総合食料局次長 当然、この目標の設定につきましては、総合のカロリーベースの自給率、それから、生産額ベースの自給率がございます。私どもは、都道府県とお話をしながら、「都道府県としてどういう目標を掲げることが地域のそういった自給率の向上につながっていくのか」ということをよく相談しながらやっております。そういう意味では、

都道府県のそういった意思といいますか、主体性というものを尊重しながら進めていくつもりでございます。

八木会長 宮田委員、どうぞ。

宮田委員 今回の白書は、これは従来の取組の分析、そういった中での現状の問題点の基礎として、18年度に向けての我々農業者としての取組、さらにまた政府の施策、それから、いわゆる国民・消費者との関係、地域貢献ですとか、そういったものが盛り込まれているのですけれども、ただ、私、ちょっとこの中身で、果たして白書の中でこういうことが盛り込まれるのが妥当かどうかはちょっとわかりませんが、ちょっと大事なことがあるんじゃないかということで1点申し上げたいと思うのです。

実は、今日、説明いただいた要旨（参考資料1）の4ページにも含まれておりますけれども、その中で「政府一体となった施策の推進」の中で、今年の4月に「21世紀新農政2006」を決定して、実効性のある取組をしたいということでありまして、これは「攻めの農政」ということの転換によって、やはり国際戦略の構築と国内農業の体質強化に取り組むよう、スピード感を持ってやっていくということで、我々は受けとめておるわけがあります。その中で、一番我々が大きく関心を持ったのは、いわゆる供給コストの2割削減ということなんですね。従来から我々農業者の立場としては、色々な取組の中で、いかにコストを低減して価格を安くするという努力と、それから安全・安心なものの供給ということで、普段から心がけておるわけがあります。そういった中では、例えば農地の集積、あるいはまた大型法人化ですとか、あるいはまた生産主体の効率化を目途としたほ場整備といった、そういった条件をきちんとしていくということでやったり、あるいはまた投下資材の見直しとか、色々な試みをやっているわけがあります。

しかしながら、我々の努力だけではなかなか効果を発揮できないという面もあるわけです。それは努力が足りない面もありますけれども、今、鋭意、積極的にやっているつもりで取り組んでいるのですけれども、一番ここで我々がもっとやはり関心を持って、この問題を正面からあからさまにして取り組まなければならない、ということは、いわゆる「は種から収穫へ向けて供給するまで」の生産の手段としての、そういったものがどうなのかということと流通の問題。前段の問題については、例えば種子ですとか、それから肥料、農薬ですとか、あるいはまたハウスのビニール資材を含めた色々な生産資材、トラクターをはじめとする農業機械といったものの価格がどうなっているか。そういったいわゆる農業関連に携わる方々のコストの削減についてはどうなのかということは、一向に問われて

いないんですね。私の実験の経験から言いますと、ここ数年、10年もまだあれですけども、値段が上がっても下がることはないというのが実態なんですね。そういった資材等のコスト問題が1つ。やはり農業生産のコストを下げていくなれば、そういった前の部分、いわゆる今申し上げた、いわゆるそういった（農業資材・農業機械等の）製造コストを下げた中での農業者への供給といったことをセットにして正面に据えて改革・改善を図っていくということが私は大事ではないかと思えます。

それから、もう一つは、やはり市場流通の問題。これも一番のネックでありまして、それは今度、市場法の改正等でかなり力を入れていきますから期待をしているのですが、そういった問題。

それから、例えばさっき言いました条件整備のためのほ場整備の問題。いわゆる、工事費の積算が出るわけでありましてけれども、非常に高いんですね。そういったものが果たして正確な積算によって、正確なという言葉にはちょっと語弊がありますがけれども、もっとコストを下げた積算によって工事を図られることが、やはり農業者のいわゆる資本投下の削減にも繋がって、これは要するにコストの低減になるわけでありまして。そういった農業者の直接の取組以外の面（要因）を総合した上で、コスト低減対策をきっちりやっていると、私は、我々生産者の努力だけでは、なかなか目標を達成することは難しいと思うのですよ。だから、そういう点もやはり総合的に含めたプランづくりを色々な立場から、色々な取組をする政府の施策ですとか、それからもう一つは国民に対する我々のアプローチ。いわゆる生産者責任とかということが言われておりますけれども、そういったことをもうちょっと総合的に含めていくと、そういった事業に携わる方にも農業のコスト低減に対する共通認識と責任を持ってもらえるのではということです。やはりあらわしていくということは、私は大事なことでありますし、それから一番大事なことですから、特にそういうことをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

八木会長 審議の途中ではありますが、ただいま、宮腰農林水産副大臣が見えられましたので、ごあいさつをいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

宮腰副大臣 副大臣の宮腰でございます。第13回食料・農業・農村政策審議会の審議に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より当審議会の運営にご尽力をいただくとともに、本日は熱心なご審議を賜りまして厚くお礼を申し上げたいと存じます。

我が国の農業・農村は、食料の安定供給をはじめ、国民の命、あるいは暮らしの基盤を成す重要な役割を担っております。一方、内外の諸情勢の変化の中で大きな転換期を迎えていることも事実であります。このため、農林水産省をはじめ政府といたしましては、食料・農業・農村基本計画に基づき、食料自給率の向上をはじめ、食の安全と消費者の信頼確保、新たな経営安定対策の導入、都市と農村の共生・対流の促進など、農政全般にわたる積極的、果敢な改革に取り組んでおります。

また、WTO、EPA交渉につきましては、「多様な農業の共存」を基本理念といたしまして、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」という姿勢で戦略的かつ前向きに取り組んでいるところでございます。

本日お諮りをし、ご審議をいただいております「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)は、食料・農業・農村の動向を考慮して、今年度に講じようとする施策を国民の皆様明らかにするものであり、各般の政策改革を推進する上で非常に重要な役割を担っていると考えております。

八木会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、幅広い観点からご審議を賜りますよう心からお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き審議を続けてまいりたいと思います。

総合食料局、どうぞ。

内藤総合食料局次長 ただいまの宮田委員からのご指摘でございますが、私どももこの5年で2割の供給コストの削減ということを実施、実行していくためには、全農をはじめとしました農協改革の徹底のみならず、農機具、肥料などの生産資材のコストダウン、それから、その効率利用の推進、それから卸・小売段階の物流コストの削減というものも併せてやっていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、現行施策を点検・検証したり、具体的なアクションプランを立てていくということが必要になってくると思っております。当然、私どもだけではなかなか知見が十分でないところもございますから、外部の有識者の方々の知見も借りながら、生産段階だけではなく、そういった総合的な各分野についてのコストダウンということを進めていくための作業を進めていきたいというふうに思っております。

八木会長 平野委員、どうぞ。

平野委員 今回、大変良い資料をつくっていただいたと、資料と言いますか、案をまとめていただいたと思います。特に写真が効果的に入っていて、その写真が情報を的確に表現してくれていると思うのです。それと事例の囲み記事もとてもわかりやすく、私など隅々までよく知らない者にとってみれば、こういった事例があるということにより、本当にわかりやすくなりありがたく存じます。図も、私のような者でもわかるようにでき上がっていて、ここから先、もっと深く知りたい場合は、さらにどなたかに問い合わせたり、もっと詳しい専門的資料を見たりすればいいのしょうから、素人の私たちにもわかりやすくつくっていただいたとっております。

先ほど、上原先生から施策の周知・普及はもちろん、その施策に沿って取り組んだ成果を国民に知ってもらうことが大切だとおっしゃっていましたが、そういった部会の委員の皆さんや事務局の方のお気持ちが、この案に込められているのではないかなと思います。そして、これまでの時間に（本日の質疑応答において）先生方のご質問、事務局とのやりとりを聞いていて、大変興味深く感じたのは、この冊子（白書）が1つあることで、「このポイントについてどうだ」というようなこれだけの議論が進んでいくことです。これは多くの国民の皆さんに利活用していただいて、先ほどの例えば吉川委員と事務局の方とのやりとりのような、ああいう活発な議論が地域のそこここで起こるようにしていくことが大切なのではないかなと思うのです。白書を使っていく中で、もっとこうしたらどうだ、ああしたらどうだという意見が国民の皆さんから上がってくるのではないかなと思ったりします。

そこで、先ほど冒頭で情報課長から、広報に力を入れていくというお話をお聞きし、大変心強く思いましたけれども、ぜひ多くの人に周知していただきたいと思ひますし、それから、もちろん私も多くの人に伝えていきたいと思ひています。

それで、こういった冊子を年度ごとにインターネットや、それから配る冊子として無料配布するということだけじゃなく、私は一般書籍として売り出したらどうかなと思ひたんですけれどもいかがでしょうか。「何とか大辞典」みたいな形で、「食料・農業・農村施策大辞典 平成18年度版」とか「平成17年度版」とか、そうやって一般の人の目に触れる形をとり、部屋の中に何となく置いておくだけでも書棚がきれいなんていう感じがあると、そういう辞典って割合使いやすいので、どうかなと思ひたりいたしました。

以上です。

八木会長 大木委員、どうぞ。

大木委員 今、できるだけ国民にわかりやすい広報ということで、私も期待していますけれども、例えば今、「食事バランスガイド」というものもできてきて、だんだんみんながそれを意識するようになりました。それから、自給率についても、「大変ね」ということを意識するようになったのですけれども、そのときに一つ、これから「わかりやすい」にポイントを絞って、私たち消費者にもわかりやすい、そういう白書を簡単でもつくっていただくときに、「日本は脂肪のとり過ぎですよ！」というのを、よくそれだけは言われますけれども、それが国際的に見て、「アメリカはどうなんだろう」、「アメリカの肉の消費量と日本の消費量どうなんだろう」、それから「野菜というものは、日本よりもっとたくさんとっている国があるのだろうか」というような、恐らく今までにそういうものがあつたのかどうかわかりませんが、私たちの会（消費科学連合会）では、そういう比較があると、やはりこれは日本の自給率とか栄養のことも、自分の体のことも考えなければならぬというように、より理解が進みます。ただ日本のことだけこうなっているのではなくて比較があると、「やはりこの国の人たちは野菜をいっぱい食べているのね」とか、「日本はやはり脂肪をとり過ぎじゃないかしら」というようなことを、考えられるような比較のグラフを一つ加えていただくと、より国民に理解が進むのではないかとことです。本日ここへ来る前に、私の会に、「ぜひそういうグラフはないでしょうか」ということを言ってほしいと言われましたので、付けていただけることをお願いしたいと思います。

八木会長 平野委員と、それから大木委員の発言に対して事務局、情報課の方からお願いします。

齋藤情報課長 まず、大木委員からの指摘について、海外比較の資料等でございます。

我が国の資料は統計情報をはじめ、世界的にも非常に精緻で高度な資料なのですが、海外の資料は、それに比較して耐え得るものがなかなか難しい。今回も、先ほど本体（参考資料2）でお見せしましたように、海外、フランスとイタリアの資料等を見ましたけれども、年次からいっても比較の精度からいっても、白書として出すのにはどうかというところもあるのですが、チャレンジも必要ですので、色々と統計的な制約もございませぬが、一昨年の「子ども白書」にそういう比較等をチャレンジしたこともございませぬので、担当部局と相談して、努力してみたいというように考えます。

あと、平野委員のご発言の白書の出版等に対しましては、技術的には民間の方々からそういうご要請があればできるのですけれども、白書は、民間のコマーシャルベースでは、

採算がとれませんのでご要請がありませんが、可能ではありますので、また色々と調整してみたいと思います。

八木会長 ほかにご意見ございませんか。中村委員、どうぞ。

中村委員 今日は、特段、指摘することはもうないかなと思っていたのですが、先ほど、吉川委員からご指摘がありました経営形態の問題を含めまして、来年度、もしこの白書の中で、農業法人の中でも給与規程をもち、職制規程をもち、初任給も決めて採用しているところがかかり数が増えておりますので、そういう事例を挙げてもらったらわかりやすいのかなということが1点希望としてあります。そういう経営をするために、我々も集落営農を含めて、今、法人化を進めて努力しているということもありますので、もっと目に見える数字を入れてもらったらどうかなということも考えていただきたらと思います。

それから、これもなかったんですが、法人経営の問題とも絡みますけれども、ここでいっている農業労働力の分析の仕方を研究してもらいたい。畜産にしても野菜にしても、研修制度の活用による外国人労働力なくては成立しない地域も出てきておりますし、将来問題になるのだと思いますので、そういう新たな分析も来年から頭に置いて、対応をしてもらったらいいいのではないかとということでもあります。

それからもう一点、担い手問題で、地方回りをしておりますが、農業者が今、一番困っているのは重油の問題ですね。今、宮田委員からもありましたけれども、どうしても農家としては手がつけれない問題です。農業政策としてどうするかという問題があってもいいのではないかとということです。重油価格の高騰により「もうお手挙げだ」、「やめるしかないんじゃないか」という、花き農家もだいぶありました。

八木会長 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 大変わかりやすい資料と白書をありがとうございます。

全体を俯瞰したデータとか内容は非常にわかりやすいと思うのですがけれども、今日改めてざっと見ると、生産者の方たちの生の意見、生のデータというのがどこにあるかとすると、余り多くは見当たらないように思いました。この「参考資料1」の21ページ「図-5

消費者と生産者の顔の見える環境づくりに必要な取組」という図表がございます。これは消費者から見た顔の見える関係づくりに対して、どういうことを望んでいるかという図表であると思うのですがけれども、私は、農家さんがこういうことをやりたいと思っているとは思えないのですね。どう考えても農家さんは交流したり面倒臭いことをしたくないのではないかとと思うのですがけれども。逆に消費者側からこういうニーズなり、こういうデー

タがある。では、生産者の方はそれに対してどう考えているのかというものが、データとしてあったら知りたいなというのが1つ。

それから、「参考資料2」の51ページ「図 - 20」というのが、比較的生産者の方たちの生の課題ということに近いのではないかと思うのですけれども、こういった生産者側の希望とか課題というものと、消費者側の持っている希望、課題というものを並べて比較できるところがどこかにないかなというふうに思いました。

八木会長 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 食品製造に携わる立場から、「食の安全・安心」の部分について若干意見ということで申し上げたいというふうに思います。

我々食品メーカーとしては、この間の企業不祥事を含めて、その反省に立って、労使である意味では企業の存立にかかわるということで、コンプライアンスの徹底であったり、あるいはCSR企業（企業の社会的責任）という立場から、この食の安全の取組を強化しているわけですが、やはり消費者の皆さんとの距離の関係で言うと、食の安心という部分でどれだけ信頼回復ということが進むのかと。こんな立場で考えたときに、この間のBSEの問題等について、我々はより安心のレベルを高めるということから言えば、肉骨粉の使用の禁止であるとか、あるいは日本からインスペクターの派遣等も必要な措置なのではないかという考え方をもっておりますけれども、ここで再輸入の部分について政府間議論、農水省の皆さんにも努力いただいて進んでいるのだらうと思いますけれども、「アメリカの説明を聞く」というような形で、消費者の皆さん全体を含めて、このBSEの問題が信頼回復というふうな観点で、今の動きが果たして今日の状況で信頼回復につながるのかどうかということに若干の疑念をもっております。

同様に、そういう意味でより幅広い問題に恐らくなるんだらうと思うのは、鳥インフルエンザの問題があるかと思えます。我々もそういう意味では、中小の企業を含めて養鶏関係のメーカーなり労働組合も多いわけですが、鳥インフルエンザが入ってきた場合、労使で努力をしても、それを乗り越えるような状況が風評被害を含めて発生するのではあると思います。その辺の検疫体制の強化とかもろもろが農水省の白書の中にも書かれておりますけれども、そこの部分の徹底と申しますか、ぜひお願いをしております。

八木会長 情報課情報分析室長、どうぞ。

西岡情報分析室長 先ほどの伊藤委員の生産者なりの意識なり生の声という点については、今回、要旨（参考資料1）の中では事例を簡単に、非常に要約的にご紹介しております。

すが、各事例の中では、一つはやはり生産者がどういう苦労なり工夫をされているかという、例えば環境保全型農業なりであれば、どういう形、意識なり気持ちをもって取り組んでいるかというような点も、それぞれの事例の中で、できるだけ書くようにいたしております。

それから、本体（参考資料2）をちょっとお開きいただきたいんですけども、動向編の153ページをお開きいただきたいのです。ここでは、先ほど申しました我々白書をつくる方としても、生産者といわゆる消費者の間の意識の乖離みたいな、そういうところがないのかどうかという観点で、今回、情報課の方で独自に生産者と消費者にそれぞれ同じ項目で意識調査をして、その結果を154ページ「図 - 40」に、輸入品に対して国産品がとて優れていると思う点をそれぞれ聞きまして、例えば安全性については国産が優れている。ただ、消費者の見方は、もう少し冷静であるとか、ただ旬とか鮮度、そういうものに対しては非常に双方とも認識が高いと。やはりそれぞれの見方によって、意識差があるというような結果も出ております。これはまさに生産者の気持ちなりの部分も出しておりますので、白書ではこういう意識差をそれぞれがよくつかんで、自分たちの強みを発揮していくという必要性を強調しております。

そのほか、172ページですけども、これは環境保全型農業にかかわる部分でございます。ここでも中ほどの小見出しの方に、「（消費者、生産者双方が環境保全を重視した農業に高い関心）」と、これもやはり同一の項目について、それぞれ生産者、消費者に聞きまして、やはり少し差のある項目もございますので、そういうものを踏まえてしっかり取り組むようにということで、我々も消費者ニーズに対応ということを大事にしておりますけれども、もちろん当然生産者の意識なり、そういうものを踏まえてしっかりメッセージを発信していきたいと思っております。引き続き、また来年もそういうような観点をより盛り込んで作成作業に努めてまいりたいと思います。

あと、重油の関係については環境政策課の方でご説明いたします。

藤本環境政策課長 原油価格高騰の話が出ましたので、それについてですが、施設園芸のほか、水産業などでもかなり大きな影響が出ているということで、昨年来、色々な対策をとってきたところです。

原油価格につきましては、私が説明するまでもないのですが、構造的な問題としてOPECのいわゆる供給余力が少なくなっているというようなことであるとか、イラン、ナイジェリア問題といった短期的な供給不安、さらに昨年の場合でいいますとハリケーン「カ

トリーナ」の影響など、そういった影響で非常に値段が高くなったということが言われております。さらに、最近また北海ブレントやドバイは史上最高値を更新しているというような状況でして、かなりイラン、ナイジェリア等の問題が影響しているのではないかと認識しております。

なお、確かに価格の問題はございますが、実は玉（ぎょく）として供給不安があるというような感じではありません。年末の需要期のときにも、資源エネルギー庁と協力をいたしまして、色々なところに安定供給をする。つまり玉がなくなる、ショートするというようなことがないように、色々な努力をいたしました。それから、さらに農業の関係ですと、省エネ施設でございます。例えば「参考資料1」の16ページにも書いてありますが、二重カーテンですとか、ハウスの中で小まめに温度管理ができるようなものなどに対しては、農林水産省だけでなく、資源エネルギー庁の補助制度も使いまして省庁の壁なく協力しているところです。いずれにせよ、原油の値段の話でして、我々が原油を安く供給することができるものでもありませんので、できるだけ高い原油で耐えていけるような、そういう省エネなりや新エネへの代替といったことでの体力をつけていくということが、これから重要になってくると認識しているところです。

八木会長 先ほどの渡邊委員の発言について、消費・安全局、どうぞ。

伊地知消費・安全局参事官 食の安全・安心、それから信頼の確保ということでございまして、私どもも大変重要な問題だというふうに考えて、色々な取組をしているところでございます。例えば例を挙げますと、鳥インフルエンザは一昨年、我が国で79年ぶりに山口県で発生しまして、その際には大変なパニック状況、また食品について、卵、鶏肉についても風評被害がございまして、「山口県の卵はもう売らない」とか、それから「山口県を經由して卵を運んでくるものはもう買わない」とかというような状況が一時的にございました。私どもは、食品安全委員会からのコメントもいただきまして、正しい知識を普及していくということに努めまして、去年は茨城県で、一昨年に比べるとかなり大規模な鳥インフルエンザの発生がございましたが、弱毒株であるということもありますが、そういうような風評被害というのはほとんどなくなったのではないかと思います。一部ありましたけれども、農政事務所等が巡回して、そういうことを指導なりお願いをした結果、鳥インフルエンザで国内の卵とか鶏肉等について、そういう大きな風評被害はおさまってきた、なくなってきたのではないかとこのように思っております。

それと、BSEにつきましては、食品安全委員会での科学的な評価の結果をできる限り

国民の皆さん方にも理解してもらいたいということで、リスクコミュニケーションを全国各地で実施してきたところでございます。ただ、なかなか回数的にも必ずしも十分でないんじゃないかというご意見も一部ありますけれども、我々としては最大限説明会、リスクコミュニケーションをやらせていただいたというふうに思っております。今回も、国民の理解を得ながら進めていくという大前提で、全国9か所でございますが、本日、四国もやるということで10か所で、今回の件につきましてもリスクコミュニケーションをやり、国民の信頼確保に努めていきたいというふうに思っております。

八木会長 三野委員、どうぞ。

三野委員 ただいまのご説明をお聞きしまして、大変すばらしい施策が組み立てられているというように思いました。特に基本法、基本計画、これを戦略としますと、具体的な戦術として、今回の18年度の施策というのが本日説明いただいた動向を踏まえた上で組み立てられていると理解しました。この構造はよくわかりましたが、これから具体的に施策を進めていく上では、この施策を評価するということが単なる動向の分析に加え、大変大事な課題になるのではないかと思います。その辺の進行管理をどのように考えておられるのか少しご説明いただければと思います。

齋藤情報課長 先ほども、工程管理、その評価について若干私の方からそれぞれの項目についてコメントしましたが、今年の白書も各施策の評価について、その工程管理について組み込んでおります。来年につきましては、さらにこれをより一層体系的なプログラムとして組み込むこととしています。施策の工程管理についても、特に農水省の場合は企画評価課を中心としまして各施策の評価というものをきちんとやっておりますので、これと連携し、来年度以降、連携して工程管理をしっかりとやっていく。それを白書に組み込むという体制をとっていきたいと思っております。

佐々木参事官（企画評価課） 企画評価課でございます。

今、お話にありましたように、政策評価会というものを設置いたしておりまして、学識経験豊かな方々に委員に就任していただいております。その方々に、各年度に講じております政策の効果等についての評価を行っていただいております。その結果を翌年の施策なり、あるいは予算事業の中に改善方向なりを明確にして反映させていくというスタンスで毎年臨んでいるところでございます。

八木会長 ほかにございますか。

森野委員、どうぞ。

森野委員 まず、施策部会での議論を踏まえて、かなりの文章について、例えば景観とか環境とかグリーン・ツーリズムについては具体例に踏み込んでお書きいただいたと思います。ただ、課題のようなことを少し具体例で、本体（参考資料2）の210ページについてちょっと申し上げたいと思います。ここの景観とか環境の中で、宮城県栗原市、登米市の例がありますが、例えば、この登米市というのは、昔、登米で「とよまちょう」だった頃から、街並み景観の修景では非常に熱心に取り組んでいたところなんですね。例えばそういうようなこと、それから、兵庫県豊岡市はコウノトリの自然放鳥で最近また有名になりましたけれども、えさ場を維持するために水田の冬場の湛水なんかは兵庫県や豊岡市が一種の環境直接支払い的な取組をしている。あるいはコウノトリブランド米という地域のブランドをつくって、付加価値を高めて農産物を売っている。ここには白書の行数の関係で仕方がないのかとは思いますが、来年度に向けて、そういう具体的な個々のファクト・ファインディングをもう少し深めていただくようお願いしたいと思います。

それから、もう一点、「参考資料1」23ページの第2節に消費支出の世帯主の年齢構成、階層別の構成比とか、この辺のところは、非常によく読んでみると、本体（参考資料2）の41ページに「ライフスタイル別にみた食料消費支出の比較」があったり、その中で単身世帯は極めて外食が多いとか、そういう例があって面白いなと思いました。ただ、分析のベースを2人以上の世帯を対象にした家計調査をもとにやっていますけれども、今は非常に単身世帯が増えています。東京都内ですと、東京はちょっと特殊ですが、世帯数の4割ぐらいが単身世帯ですので、単身世帯を入れた場合に、動向編要旨「図-6」のような年齢階層別の構成比が言えるのかどうか。非常に精緻な数値を分析されているだけに、そこだけちょっとお答えいただけませんかでしょうか。

八木会長 情報課情報分析室長、お願いします。

西岡情報分析室長 ここの「図-6」は、確かにおっしゃるように、家計調査で世帯別の数字をベースにしております。そういう意味では、単身世帯も実態上どうであるかという点、平均値としてはそれぞれの数字として、そこが例えば20歳代であれば1.5人とか、平均値の中でそういうものも、単身世帯には限っておりませんけれども、一部分は考え方として反映されているというデータでございます。単身世帯については、今、委員ご指摘のように、本体（参考資料2）の中でも単身と世帯で、同じ単身でも高齢世帯と若い世帯で当然、食形態も違うという、それはちょっとまた別のデータを使いまして提示させていただいております。いずれにしても、データはそれぞれ範囲の問題がありまして、一長一

短がございますので、今回も幾つかの複数の資料を出しながらご説明させていただいております。単身世帯の問題については、むしろまた来年あたりにそういう消費の動向ということで、もう少しほかのデータなりも当たりながら、充実なりを考えてまいりたいと思っております。

八木会長　そろそろ予定の時間が参っておりますが、ほかにご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)についての審議を終えたいと思います。

先ほどの中川農林水産大臣からの諮問に対し、当審議会として答申することになります。私の方で用意しました答申案をお配りしたいと思います。

(答申案配付)

八木会長　委員の皆様から色々なご意見、あるいはご提案をいただきました。その内容については、次年度に改善・検討していただく点については改善・検討をお願いすることにして、「平成18年度食料・農業・農村施策」(案)については、別紙のとおり定めることが適当であるということでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木会長　ありがとうございます。

なお、公表までの間の情勢の変化に伴い、若干の修正が必要になった場合は、会長一任ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木会長　ありがとうございます。そのように取り計らわせていただきます。

それでは、先ほどお配りした答申案を当審議会の決定とし、答申を農林水産大臣に提出させていただきます。

(事務局が八木会長から決裁をいただき、「答申書」を八木会長に渡す)

農林水産大臣

中川 昭一 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典

平成18年度食料・農業・農村施策の答申について

平成18年4月14日付け18情第5号をもって諮問のあった「平成18年度食料・農業・農村施策」について、下記のとおり答申します。

記

平成18年度食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

(八木会長から宮腰副大臣に「答申書」手交)

それでは、宮腰副大臣からごあいさつをいただきたいと思えます。

宮腰副大臣 食料・農業・農村政策審議会の委員におかれましては、熱心なご議論をいただき、心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

ただいま八木会長からご答申を頂戴いたしました。今後、閣議決定を行いまして、国民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、その推進に努力を尽くしてまいりたいと考えております。

今日も大変良いご意見を頂戴いたしましたけれども、やはり国民の関心、食の安全・安心、あるいは食育といったことに大変高い関心をもっておいでになります。消費者をはじめとする実需者の皆さん方のニーズにしっかりとこたえて、国内の生産を向上させていく必要があるというふうに考えておりますし、また、今、担い手経営安定新法を国会で審議をしていただいておりますけれども、これは戦後農政の最大の転換ということでありまして、団体の方々とも心を一つにして、この日本の農業をしっかりと守り、発展をさせていくという決意で今頑張らせていただいております。

これまでの委員各位のご尽力に対しまして重ねてお礼を申し上げますとともに、今後とも農政の推進につきまして引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、あいさつにかえさせていただきたいと思えます。誠にありがとうございました。

八木会長 どうもありがとうございました。

事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

齋藤情報課長 ご協力ありがとうございました。

資料の説明の中でも申し上げましたように、一部の記述、特にW T O 農業交渉のモダリティにかかわる記述等につきまして、場合によってはこれからの状況を踏まえ最新の情報を入れることとしています。ご一任していただきました八木会長とご相談させていただきたいと思いますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

あと、こうした状況の中で、各省協議等、白書案に反映させるための時間が必要でございますので、白書の公表時期につきましては、必要な手続を踏みますと6月上旬ごろになると考えております。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

八木会長 それでは、本日は有意義なご議論をいただきましてありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。

了